

転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況 (中間整理(案))

平成 24 年 5 月 31 日
消費税の円滑かつ適正な転嫁等のための検討本部

消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担いただくことが予定されている税である。その税率の引上げに際して消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つであり、消費税を円滑かつ適正に転嫁しやすい環境を整備することが極めて重要な課題である。

特に、今般の税率引上げは、消費税の総額表示義務導入後初めての引上げであり、かつ、二段階にわたり実施することとされていることも踏まえ、過去に実施した転嫁対策等に加えて更なる対応策を講ずることが不可欠である。その際、民主党が各業界団体からのヒアリングをもとに取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について」(平成 24 年 5 月 22 日)に示された提言を全面的に反映するとともに、関係各省が業界団体等から行っているヒアリング等の結果も勘案し、万全の対策を講じることが必要である。

以上の観点から、今般、消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する検討本部において、転嫁対策・価格表示に関する対応の方向性についての検討状況を中間的に整理した。今後、引き続き、関係業界等からの意見聴取を更に継続して課題の整理を行うとともに、必要とされる対策の更なる具体化について検討を進めて行く。

※ 下記に掲げる対応の方向性のうち、◎を付しているものは、前回の消費税率引上げ時に行っていない対応策を含む。

1. 円滑な転嫁の推進

(1) 消費者・事業者に対する広報等

- 今般の改革では、消費税収(現行分の地方消費税を除く。)を社会保障財源化し、国民に還元するという一体改革の意義に加え、消費税は転嫁を通じて最終的に消費者に負担を求める税であることを広く国民に理解していただけるよう十分な説明を行う。
- その際、各省が共通で使用できる分かり易いパンフレット等を作成し、各省庁の地方支分部局等を通じて配布する等の取組の他、政府広報室を中心に、各種メディア(テレビ、ラジオ、雑誌、新聞、インターネット等)を通じ、質的にも量的にも効果的な広報活動を行う。
- 各都道府県や市町村に対しても、地域住民の理解を得るための広報活動等を要

請する。

- 各省庁において所管する業界や団体等に対して、分かり易い事業者向けガイドラインやパンフレット等の作成・配布、機関紙や講習会などあらゆる機会を捉えた周知徹底、必要な通知の発出などを行う。
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁の実現に資するよう、独占禁止法等の違反行為を未然に防止するため、各種業界団体に対し、独占禁止法及び下請法の遵守を要請するとともに、講習会等を開催する。
- 消費税率の引上げに伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び下請法の考え方（ガイドライン）を策定するとともに、早期よりその周知徹底を行う。
- ◎ 今回の税率引上げが段階的に実施されることも踏まえ、公共料金において消費税転嫁をどのように行うかについて、政府において各料金に共通する基本的な考え方を整理し示すことなど、対応を検討する。
- ◎ 価格改定やシステム改修等の税率引上げに向けた準備に前もって取り掛かれるよう、税率引上げの相当程度前の段階で、税率引上げに伴って講ずる措置を事業者に対して周知する。

(2) 相談窓口の設置

- ◎ 事業者等からの転嫁・価格表示に関する相談について、政府共通の相談窓口を設け、全国共通の電話番号やメールを使った相談体制を整え、同時にその相談窓口の広報を積極的に行い、相談者の匿名性を確保しつつ、相談する側の立場に立って対応する。
- ◎ 公正取引委員会及び中小企業庁において、消費税の転嫁に係る優越的地位の濫用及び下請法上の問題についての相談に対応する専用電話番号を設けるなど、相談窓口を整備する。
- ◎ 公正取引委員会において、中小事業者向けの移動相談会を実施し、中小事業者からの苦情・相談に積極的に対応する。
- 中小事業者向けに、中小企業団体と連携しつつ、消費税の価格転嫁等に関する

相談に対応するための相談窓口を設置するなどの相談体制を構築する。

- 各省庁及び地方支分部局に相談窓口を設置し、消費者・事業者からの問合せ、相談等に対応するとともに、所管する公益法人等にも相談窓口を設ける。
- 各税務署にも改正消費税法に関する相談窓口を設けるとともに、相談窓口では、転嫁・価格表示に関する相談についても、適切かつ丁寧に対応するほか、国税当局として転嫁・価格表示に関して関係省庁と協力して取り組む。
- 各都道府県の本庁及び税務事務所等に相談窓口を設置するとともに、相談窓口で得た情報を迅速かつ適切に関係機関へ連絡できるような体制を整備するよう、各都道府県に要請する。

(3) 独占禁止法・下請法の更なる対応

- ガイドラインにおいて、独占禁止法上の考え方を分かりやすく記載することによって、優越的地位にある企業による濫用行為を未然に防止するとともに、被害を受けた企業が具体的にどのような行為が違反となるのか理解することを助け、公正取引委員会に申告することを容易にする。
- ◎ それぞれの所管業種について独占禁止法及び下請法に違反すると思われる事例に接した場合における公正取引委員会への通報窓口を関係省庁に設置し、効果的な端緒情報の入手に努める。
- ◎ 原則として消費税の転嫁の拒否やこれに類する行為を行えないような立法措置の在り方について、関係省庁間で更なる検討を行う。
- ◎ 優越的地位の濫用に対する監視・取締りの強化に向けた政府の姿勢をより明らかにするためにも、公正取引委員会において定めたガイドラインに従うよう、各省から関係業界に対して指導通知を発出する。
- ◎ 必要に応じ、消費税導入時に実施した消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）を独占禁止法の適用除外とするための法的措置を講ずることを検討する。

(4) 事業者に対する転嫁状況に関する調査の実施

- ◎ 公正取引委員会と中小企業庁が連携し、消費税相当額の負担を下請事業者に不当にしわ寄せをしている行為を効果的に摘発するため、親事業者及び下請事業者に対する特別調査を平成元年の導入時（親事業者 7,000 社、下請事業者 66,000 社）及び 9 年の税率引上げ時の発送数（親事業者 1,000 社、下請事業者 5,000 社）を大幅に上回る規模で実施する。加えて、公正取引委員会において、大規模小売店等への納入取引に係る大規模な書面調査も実施する。また、違反行為の未然防止を図るため、その旨を事前に公表する。
- ◎ 事業者間では税率引上げ時より早い時期から新税率下での価格交渉が始まるといった現実を踏まえ、政府においても税率引上げの半年以上前から事業者に対し要請文書を発出するなど、優越的地位の濫用を厳しく監視する姿勢を示すため、早期に取組みを実施する。

(5) 転嫁状況に関する監視・検査体制の強化

- ◎ 公正取引委員会、中小企業庁が、各所管省庁と連携して、情報提供を受身で待つのではなく、積極的に独占禁止法や下請法上の違反行為等の情報収集・調査を行うこととし、時限的に人員を拡大するなど、転嫁状況に関する監視・検査体制を強化するための所要の体制整備を図る。
- ◎ 政府全体として、取引上の優越的地位の濫用等の監視・取締りに資する各省横断的な仕組みを検討する。

2. 価格表示のあり方

(1) 価格表示に関する業界内の統一基準の策定

- ◎ 公正取引委員会において、ガイドラインの中で、表示の統一が独占禁止法上問題なく行えることを明らかにするとともに、その周知徹底を行う。また、必要に応じ、消費税導入時に実施した消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）を独占禁止法の適用除外とするための法的措置を講ずることを検討する。

(2) 税率引上げ時の総額表示義務の弾力的運用

- ◎ 消費税率の引上げが段階的に実施されるため、事業者における値札貼替え作業

などの事務負担が増大することにも配慮し、書籍における例（書籍本体には「本体価格〇円＋税」などと記載する一方、書籍に挟んである短冊に総額を表示）等を参考に、消費者に最終的な支払額を誤認させないための代替的な措置を講じていけば、総額表示義務を弾力的に運用することを検討する。

- ◎ 各省庁において所管業界からの意見聴取等を通じ、弾力的運用に関する事業者の要望を的確に把握する。
- ◎ 各事業者の業態の特性に応じ、消費者に最終的な支払額を誤認させないための弾力的な代替措置の方策について整理を行い、総額表示義務違反にならない事例をまとめたガイドラインや事例集等を作成し、周知徹底を行う。これにより、事業者が税率引上げ時に値札の入れ替え等を円滑に実施できるようにする。

3. 財政上・税制上その他の支援措置等

- ◎ 民主党が取りまとめた「転嫁対策・価格表示のあり方について」において提言されている予算措置・税制措置を含め、予算編成や税制改正等の過程において、必要な財政上、税制上その他の支援措置を検討する。
- ◎ いまだに外税方式による税額計算をせざるを得ない業界に対しては、その事情を把握した上で、必要があれば「外税方式の端数処理の特例」を再び措置する方向で検討する。
- 税務署における納税相談等については、納税者の実情等を踏まえ、相手の立場に立って丁寧に対応する。
- ◎ 延滞税の利率を含めた負担の見直しについては、税の確実な収納を勘案しつつ、低金利下における利率のあり方、事業者の負担等を考慮し、平成 25 年度税制改正時に成案を得る。
- 公共交通運賃・料金の認可手続きについて、消費税率改定による転嫁に伴う改定であることなどの事情を考慮して、申請書類・審査基準を可能な範囲で簡素化するなどの負担軽減方策の検討を行う。